

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十四号

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十二条」を「―第五十二条」に、「・第六十一条」を「―第六十一条」に改める。

第九十七条第一号中「以下同じ。」であつて」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて」に、「以下同じ。」を提供する」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に改め、同条第二号中「以下同じ。」の食堂」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第百三条第二項第一号」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第九十八条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に、「第百十二条第一号において」を「以下」に改め、同条第一号中「登録者をいう」の下に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなさ

れる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス、」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス又は」を削る。

第百十二条第一号中「通いサービス、」の下に「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用定員」の下に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十二条において準用する指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）」を加える。

第百五十一条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第五十一条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十二条において準用する指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため)に当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人)以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十二条において準用する指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五

人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十二条において準用する指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六十条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護

事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六十条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第二百五十一条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十二条において準用する指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため）に当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第二百五十一条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十二条において準用する指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされ

る通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第二百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十二条において準用する指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十条一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。